

お知らせ

信用保証料の誤徴収について

令和7年11月27日

滋賀県信用保証協会

先般、保証申込のあった1案件について、受付時に保証制度を取り間違えて入力したこと
に気づかず信用保証書を発行したため、信用保証料を誤って徴収したことが判明しました。

すでに、お客様および関係機関の皆様には経緯説明等の対応を終えましたが、このことで
ご迷惑をおかけいたしましたことを心からお詫び申し上げます。

今後はこのような事態が起こらないよう、チェック体制を強化し再発防止に万全を期して
まいります。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

保証部保証第1課、保証第2課

TEL077-511-1321、077-511-1322